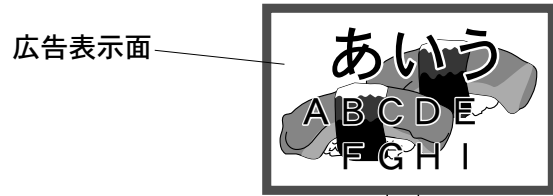
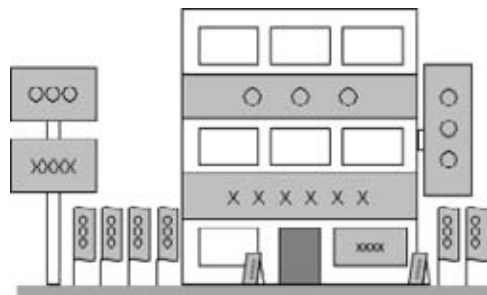


好ましくない広告物の事例

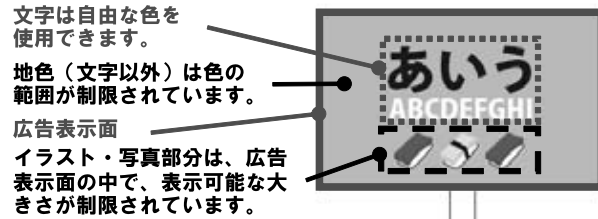


広告表示面に対してイラストや写真が大き過ぎるものは、許可されません。

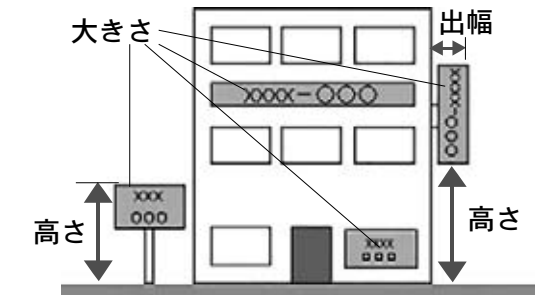


壁面広告物や地上広告物の合計面積が大き過ぎるものや、のぼりの本数が多過ぎるものは、許可されません。

許可基準の概要



文字は自由な色を使用できます。
地色(文字以外)は色の範囲が制限されています。
広告表示面
イラスト・写真部分は、広告表示面の中で、表示可能な大きさが制限されています。
地色に使用できる色彩に制限があります。使用するイラストや写真の、広告表示面に対する大きさに制限があります。



広告物の大きさや高さなどに制限があります。

ご存じですか？ 屋外広告物のルール

市では、良好な景観を形成するとともに、倒壊や落下などを防ぐため、屋外広告物に関するルールを定めています。屋外広告物を表示・設置するときは、一部を除き許可申請が必要となりますので、今回は申請が必要な屋外広告物の概要についてお知らせします。



屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板などのことで、左の図に記載のあるものは、全て屋外広告物に該当します。
屋外広告物は、さまざまな情報を伝える手段として、私たちの生活に欠かせないものとなっておりますが、

生活に欠かせない屋外広告物

景観を構成する重要な要素でもあります。
屋外広告物のルール
屋外広告物の無秩序な設置や不適切な管理は、良好な景観を損なうほか、倒壊や落下等の恐れがあるため、市では「小樽市屋外広告物条例」により、表示・設置のルールを定めています。
屋外広告物の表示・設置が禁止されている地域や物件および自家用広告物で一定の基準を満たすものなどを除き、屋外広告物を表示・設置する場合は、原則、市の許可が必要となります。屋外広告物の表示・設置の申請基準は、歴史・文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している「小樽歴史景観区域」と、「市域全域」の二つの区域に分け、それぞれ定められています(下の地図・表をご覧ください)。
許可基準については、この二つの区域を地区の特性などを考慮してさらに細かく区分しています。それぞれの区分により許可基準が異なるため、申請を行う前にご相談してください。また、周辺の街並みに調和するよう大きさ、高さ、色彩およびデザインなどについて工夫や配慮をお願いします。

安全管理の徹底

広告主や広告を表示・設置を行う者、広告物の管理者には、広告物を良好な状態に維持管理をする義務が課せられています。また、安全管理を強化するため、条例の一部が改正されました(左の囲みをご覧ください)。
魅力あるまちづくりを進めるために皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。
◆お問い合わせは、新幹線・まちづくり推進室 ☎4111内線472、☎3963へどうぞ。

条例および規則の一部改正について

- 1 点検義務の明確化(令和元年7月2日施行)
一部の屋外広告物を除き、定期的な点検を義務付けました。
- 2 有資格者による点検(令和元年10月1日施行)
一定規模を超える固定広告は、有資格者による点検が必要になります。
- 3 点検結果の報告(令和2年1月1日施行)
継続許可申請の際に、有資格者が行った点検結果の報告が必要になります。

クマに注意しましょう

山菜採りや登山など野山に入る機会が増える季節です。クマによる事故や遭遇を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ❗クマと遭遇しないために
- ・山に入る前に出没情報を確認しましょう
 - ・単独での入山は避け、鈴やラジオなど音の出るものを携帯するなど、常時音を出すことを心掛けましょう
 - ・食べ残しやごみは、きちんと持ち帰りましょう
 - ・クマは夜間に行動が活発になります。ごみ出しは夜ではなく、必ず朝に出すようルールを守りましょう
 - ・クマのふんや足跡などの痕跡を見つけたときは、すぐに引き返しましょう

☎詳細 生活安全課 ☎4111内線226、☎1345

- ❗もしクマと遭遇したら
- ・刺激しないように、不用意に近づかず、落ち着いて静かに立ち去りましょう
 - ・大声を出す、走って逃げる、石を投げるといった行為は絶対にしてはいけません
 - ・一番大事なことはクマに遭わないことです。人里近くでクマを目撃したり、ふんや足跡などの痕跡を見つけたりした場合は、警察へ110番するなど関係機関への通報をお願いします



許可申請が必要な広告物

| | |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小樽歴史景観区域 | 表示面積の合計が1事務所、または1営業所当たり1㎡を超えるもの |
| 市域全域(小樽歴史景観区域を除く) | 次のいずれかに該当する広告物 ①表示面積の合計が1事務所、または1営業所当たり10㎡を超えるもの ②地盤面から上端までの高さが4mを超える部分の表示面積の合計が1㎡を超えるもの |